

吹田市南吹田下水処理場脱水ケーキ収集運搬業務及び中間処理業務（コンポスト化又はセメント化）
入札心得書

吹田市(以下「市」という。)が実施する吹田市南吹田下水処理場脱水ケーキ収集運搬業務及び中間処理業務（コンポスト化又はセメント化）の入札の取扱いについては、この心得書の定めるところによるものとする。

1 法令等の遵守

- (1) 入札参加者は、地方自治法、同施行令、吹田市財務規則及びその他の関係法令並びにこの心得書を遵守しなければならない。
- (2) 入札参加者は、入札に際し、市の指示に従い円滑な入札に協力するとともに公正な入札を妨害するような行為をしてはならない。
- (3) 入札及び契約において、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

2 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）（以下「独占禁止法」という。）その他の関係法令に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、この心得書、設計図書、現場を十分検討し、また契約締結に必要な条件等を熟知のうえ、入札しなければならない。

3 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、入札書を提出するまでいつでも入札を辞退することができるものとし、入札書提出後の辞退は一切認めない。
- (2) 入札を辞退するときは文書により申し出るものとし、貸与した設計図書等があるときは速やかに返却しなければならない。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いは受けないものとする。

4 入札前の確認手続

- (1) 実施要領の8により入札参加資格があると認められた入札参加者は、指定する日時及び場所を厳守し、担当職員の指示に従い、円滑な入札の執行に協力しなければならない。
- (2) 入札参加者が代理人の場合は、指定様式の委任状を提出しなければならない。
- (3) 貸与した設計図書等がある場合は、これを返却しなければならない。

5 入札書の提出

入札書は封筒から出し、入札書のみを提出するものとし、提出された入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

6 開札

開札は、全ての入札参加者が入札書を提出した後、直ちにその場で入札参加者の立ち会いのもとに行い、その結果を口頭で知らせるものとする。

7 無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とする。なお、業務提携により入札に参加する者は、提携相手が次の各号の一に該当した場合も無効とする。

- (1) 実施要領の6に示す入札参加資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者がした入札

- (2) 実施要領及び入札心得書に示した条件等、入札に関する諸条件に違反した入札
- (3) 入札参加資格確認申請に必要な証拠書類を提出しない者がした入札
- (4) 事前審査により入札参加資格を確認された者であっても、その後、落札決定の日までの期間において、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けた者がした入札
- (5) 事前審査により入札参加資格を確認された者であっても、その後、落札決定の日までの期間において、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けた者又は同要領別表に掲げる措置要件に該当した者がした入札
- (6) 委任状を提出しない代理人がした入札
- (7) 指定様式以外での入札
- (8) 記名、押印を欠く入札（朱肉を使用しない押印を含む）
- (9) 金額を訂正した入札、又は金額の記載が不明瞭な入札（容易に消去できる文具で記載された入札を含む。原則として、黒のインク又はボールペンとする。）
- (10) 誤字、脱字などにより意思表示が明確でない入札書による入札
- (11) 所定の日時を過ぎて提出された入札、所定の場所に提出しない入札
- (12) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出した入札
- (13) 入札参加者が他の入札参加者の代理人を兼ねてした入札
- (14) 再度入札において、前回の最低価格以上の価格でした入札
- (15) 公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るため連合したと認められる者による入札
- (16) 同一入札に参加する複数の者の関係が、次のいずれかに該当する者が行った入札。ただし、入札書を提出するまでに、該当する者の1者を除くすべてが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は有効とする。
 - ① 親会社と子会社（会社法及び会社法施行規則の規定による親会社及び子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合。
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ③ 一方の会社の役員が、他方の会社役員を現に兼ねている場合
 - ④ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (17) 入札書に記載された金額が、積算内訳の合計と異なる入札書を提出した入札
- (18) 前各号に掲げるもののほか、市が指示した条件に違反して入札した者の入札

8 契約の確定

- (1) 契約は、市長が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定する。
- (2) 落札者が契約を締結しない場合は、違約金として入札書記載金額に予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の3に相当する額を徴収するものとする。

9 落札決定の取り消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の各号のいずれかに該当した時は、当該入札の落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わないものとする。

- (1) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき

- (2) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- (3) 7の(15)に該当する行為があったと認められるとき
- (4) 正当な理由がなく、契約を締結しないとき
- (5) 業務提携により入札した者が落札した場合において、提携相手が(1)から(4)のいずれかに該当したとして落札決定を取り消されたとき。

10 異議の申立

入札参加者は入札後、この心得書、実施要領、設計図書、仕様書、現場、契約書及びその他契約締結に必要な条件等についての不明を理由として、異議申し立てをすることはできない。